日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013. 12. 23

No.13-031

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

東京高裁 結審の予定（客乗 12 月 24 日・乗員 26 日）

2010 年 12 月 31 日に日本航空はパイロット 81 名と客室乗務員 84 名に対して整理解雇を強行しました。
被解雇者 165 名のうち 146 名（運航乗員 74 名）はこの整理解雇を違法、不当であるとして、翌 1 月 19 日、『解雇撤回と原職復帰』を求めて東京地方裁判所に提訴しました。

2012 年３月２９日東京地裁は請求を棄却する不当判決を言い渡し、原告団は直ちに東京高裁に控訴しました。

地裁判決は整理解雇の４要件をひとつも判断せず

地裁判決は「整理解雇の４要件（必要性・回避努力・被解雇者選定の合理性・手続きの妥当性）」は必要としながらも、以下のようにそれらをひとつも判断していないという矛盾に満ちた内容でした。

整理解雇の時点では、12 月累計の連結営業利益 1,586 億円、そして 2011 年 4 月期では、更生計画初年度の目標 641 億円に対して 2.9 倍の連結営業利益 1,884 億円という史上最高の利益を確保していた。
それにともなった

「誰が考えても雇用を続けることは不可能ではない」経営状況との稲盛会長証言（判決では「心情を吐露したもの」で片づけている）

更生計画の人員削減目標はＪＡＬグループ連結の全体として、またＪＡＬＩとして、さらに乗員全体、機長を見ても超過達成していたこと。

外国人や加齢乗員の減少を補う形の出向やワークシェアなどの組合からの解雇回避策の提案を会社は一切拒否したこと（当時その裏で定年退職した機長を新規にジェイ・エアで加齢乗員として雇用していたことが今年 11 月の乗組の団交で発覚した）

運航本部長も認めた「（傷病基準による解雇をしたことにより）体調の不調で休むことを本人や、産業医が判断しづらくなる状況」（「にわかには信じがたい」と切り捨てている）（外部点検中に滑り肋骨を折ったが乗務を継続した機長の事例があったにもかかわらず）

などの多くの事実を渡辺弘東京地裁裁判長（当時乗員担当）は無視し、更に会社側が解雇時点の在籍者数を明らかにしないまま「目標に達していない」とする会社主張も受け入れ、「事業規模に応じた人員規模にするために、人員を削減する必要があった」と判断しました。
まるで「解雇」のみが「裁判所の認可を受けた（更生計画の）人員削減策」であるように一面的に決めつけています。

高裁では「会社資料に基づいても更生計画の人員体制は達成していた」「解雇は不当労働行為」「回避努力を放棄していた」などを立証

会社更生法下においても旧経営陣・長年に渡る分裂労務政策の中心メンバーがそのまま残った。そして会社更生という事情を最大限活用して検討し、航空連の歴代の議長を始めとする組合活動の中心を担ってきた機長らやこれらを引き継ぐ者を一斉に排除できる基準としての「年齢基準」「傷病基準を」策定した。

　あろうことか、更生会社としての再スタートにあたって、組合活動の中心を担ってきた乗員らを大量に解雇するということで「労働者の分断と団結の破壊」をまた繰り返したのである。

本件解雇は会社が労働組合活動を嫌悪し弱体化を図ったものであり「不当労働行為」でもある。

との主張を高裁で原告団は立証し、

さらに

整理解雇時点で、更生計画で定めた「事業縮小に見合う人員体制」を達成していたことを会社資料に基づいても立証しました。これに対し会社側は反対尋問で一切反論しませんでした。

リンク：JAL不当解雇撤回ニュース 323 号参照

次回の裁判（客乗 12 月 24 日・乗員 26 日）はいよいよ最終弁論で結審となる予定です。

皆様の傍聴・取り組み参加

をお願い致します。

年末カンパのご協力お願い致します。

リンク：原告団 HP「年末カンパのお願い」

「有志の会」カンパ振込先

・ゆうちょ銀行の場合
ゆうちょ銀行口座名：オービージョウインユウシノカイ
記号：10240　　番号：78724991

・他行からの振込
金融機関名：ゆうちょ銀行
店名：〇二八　　店番：028　　普通預金口座番号：7872499

今後の日程

12 月 24 日（火）

控訴審　客室乗務員 第 5 回最終弁論予定

東京高裁 101 号法廷

午前 10 時 30 分～11 時 30 分

12 月 26 日（木）

控訴審　乗員第 5 回最終弁論予定

東京高裁 101 号法廷

午前 10 時 30 分～1 1 時 30 分